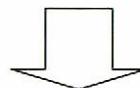
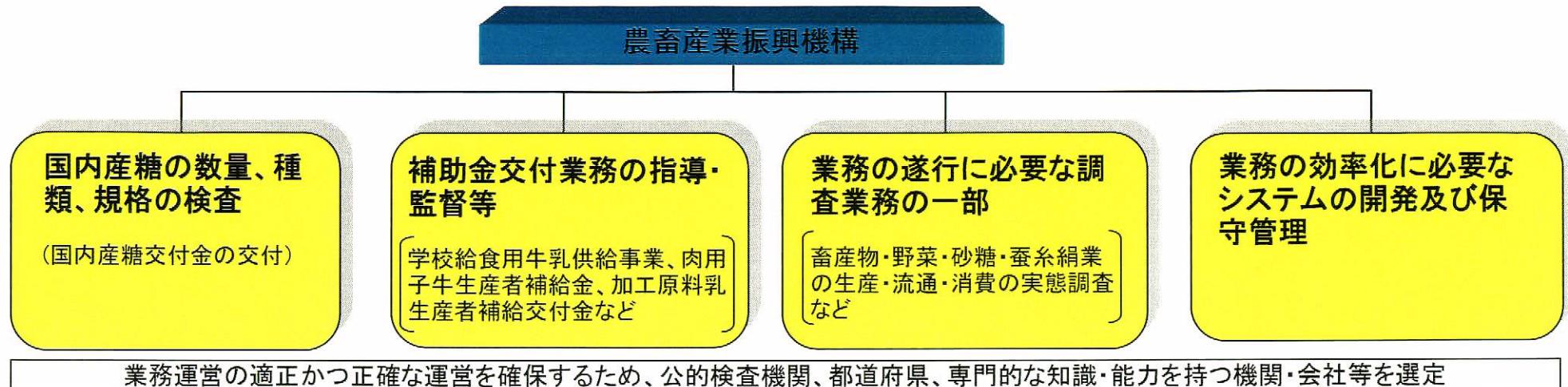


外部委託への取組状況

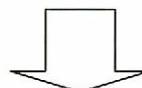
外部委託		外部委託を行っている主な業務内容	現状の分析と今後の在り方
〔百万円〕			
年度	外部委託 (総額)	競争入札	随意契約
H15	424		424
H16	773		773
H17	814	24	790
注1	15年度及び16年度は、財務諸表において委託費として計上している額である。		<p>【現状の分析】</p> <p>1 業務を外部委託している理由及び委託先は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内産糖の規格等の検査については、公正性を確保しつつ円滑に実施するため、専門能力を有し全国に出先組織を持つ公的検査機関（公益法人）に委託 ② 補助金等の指導・監督等については、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、都道府県を活動範囲とする事業実施団体の指導・監督等を適正に行いうる都道府県に委託 ③ 業務に必要な調査業務の一部については、業務の円滑な実施に必要となる調査情報を正確かつ迅速に収集するため、専門能力を有する調査機関等に委託 ④ 業務に必要なシステムの開発等については、業務の円滑な実施に必要となるシステムの開発等を適正に実施するため、専門知識を有する会社等に委託 <p>2 これらの業務は、随意契約により委託しているが、その理由は、それぞれ次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施しうる専門能力と全国組織を有する公的検査機関がほかにない。 ② 都道府県を活動範囲とする事業実施団体の指導監督等を適正に行いうるのは都道府県だけである。 ③ 調査情報を正確かつ迅速に提供しうる専門能力を有する調査機関等が特定されている。 ④ システムの基本設計を開発した会社等が当該システムの開発及び保守管理を行うことが効率的かつ経済的である。（ただし、システムの基本設計については競争入札を実施している。） <p>3 随意契約に係る透明性の確保を図るために、農畜産業振興機構契約事務細則において、随意契約に当たっては、①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争又は指名競争に付することが困難なとき、②既に保有する物品等と一体として、又は特に強い関連を持たせて使用する物品等の買入れを行うとき一等の要件を定め、随意契約を限定するとともに、その適用を厳格に行っている。</p> <p>【今後の在り方—外部委託の改革】</p> <p>農畜産業振興機構としては、これまで可能な範囲で外部委託の促進等を図ってきたところであるが、さらに、機構内にプロジェクト・チームを設置して、外部委託の改革についての検討を行い、平成17年度末を目指して直ちに実施する。</p>
2			

外部委託の改革

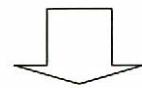
約8億円の業務を外部委託(H16年度)



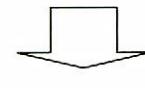
公的機関に委託



都道府県に委託



専門の調査機関等に委託



システム関連企業に委託



プロジェクト・チームを設置し、外部委託の改革の検討と実施

H17年度末を目指して成案を得て直ちに実施